

さめき水田宮農だより

～「さめきの夢2009」の増産に向けて～ 作付拡大と単収アップで所得向上を図りましょう

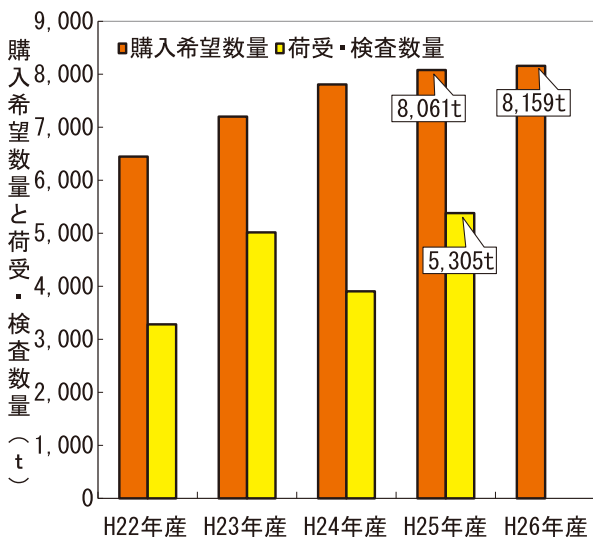


写真: 堤山と小麦の穂(綾川町)

第15回香川県麦民間流通連絡協議会が平成25年9月3日に開催され、平成26年産の本県産小麦「さめきの夢2009」の購入希望数量は、8,159tと発表されました。

平成25年産の荷受・検査数量は、5,305t(8月末時点実績見込)です。実需者からの増産要望に応えるため、作付拡大と単収アップが必要です。

麦づくりは播種前の排水対策など、10月からスタートしています。万全な排水対策の実施で、実り豊かな麦秋を迎えましょう。



さめき水田宮農だより54号内容

- 「さめきの夢2009」作付けのメリット …… 2P
- お知らせ …… 3P
- 宮農計画調査にご協力ください …… 4P
- 集落宮農に取り組んでみませんか
(地域を支える集落宮農だより第2号) …… 5～7P
- おいでまい生産者の公募 …… 8P

「さぬきの夢2009」作付けのメリット

麦は、主要な農業機械が水稻と同じであることから、少ない設備投資で規模拡大が可能です。冬場の休耕地に麦を作付ければ、雑草を生やさないなど農地の維持管理が可能なおうえ、麦の収入が得られます。水田をフル活用し「さぬきの夢2009」の作付けを進めましょう。



高い収量性

25年産で全面切替が完了した「さぬきの夢2009」は、基本技術を守って作れば従来品種より高い収量が期待できます。

表1:採種ほにおける過去4ヶ年の平均単収

さぬきの夢2009 (22~25年産)	さぬきの夢2000 (20~23年産)
416kg/10a	333kg/10a

単収増で収入増加

日本麺用小麦として入札価格の最高値を維持している「さぬきの夢2009」は、販売収入に加えて、単収向上が期待できることから、数量払で支払われる経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金においても有利です。

表2:経営所得安定対策における小麦収入試算(円/10a)

項目	単収(10a当たり)				
	360kg	380kg	400kg	420kg	
販売金額(品代)	23,382	24,681	25,980	27,279	
経営所得安定対策	畑作物の直接支払(数量払)	35,700	37,683	39,666	41,650
	水田活用の直接支払(二毛作)	15,000	15,000	15,000	15,000
	産地資金:担い手集積加算	3,000	3,000	3,000	3,000
収入合計	77,082	80,364	83,646	86,929	

※販売金額は、平成25年産で算出。数量払の単価は25年度の交付単価で、1等Bランクの場合。
※経営所得安定対策の交付単価等は、今後見直し等により変更する場合があります。



単収増のポイント

麦づくりは、最初が肝心です。畑作物である麦は湿害を受けると生育が悪くなるので、ほ場内の雨水をほ場外へ流し、乾田化を図ることが重要です。適期の播種に向けて、ほ場の準備を進めましょう。

排水対策 播種前のほ場の乾田化
播種適期 11月15日~25日

「さめきの夢」大規模作付推進事業が始まります

「さめきの夢2009」の増産要望に応えるため、県とJA香川県が共同で小麦を大規模に作付けする担い手を支援します。

①対象者

認定農業者、法人格を有する集落営農組織

②対象範囲

小麦「さめきの夢2009」の作付面積が前年実績と比較して、面積維持もしくは拡大しようとする対象者で、平成25年播き(平成26年産)小麦の年内作付面積が10haを超える部分について、作付面積に応じて耕耘(うん)経費相当の一部を助成します。

③助成額

3,500円/10a

④申請先

助成を受けようとする対象者は**10月末**までにJA香川県地区営農センターに計画申請が必要です。



香川県農業再生協議会HPを25年度版に更新しました!

「さめき水田営農だより」バックナンバーや過去に実施した研修会資料、燃油価格緊急対策の様式、集落営農取組事例集、耕作放棄地解消事例集のダウンロードや、経営所得安定対策関連要綱集等を掲載しています。下記アドレスを入力又は「香川県農業再生協議会」の検索をご覧ください。

アドレス <http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>



営農計画調査にご協力ください

本年度も営農計画調査を実施いたします。この調査は、主食用米のみならず飼料用米などの新規需要米の需要に見合った生産を進め、不作付地の解消と農地の有効利用を図るために、県内の水稻作付計画面積を把握することを目的として実施します。

調査結果は、生産数量目標の配分要素等に活用しており、そのためには、確実に水稻が作付可能な面積の把握が必要です。現時点で確実に作付出来る面積の記入にご協力をお願いします。

営農計画調査の記入について

お手元に調査票が届きます。記入方法(平成26年度営農計画調査について)と記入例が添付されてますので、参考にしてください。

ご記入の前に・・・

調査票は複写式になっています。3枚が重なった状態で、ボールペンで、はっきりと記入してください。

記入上の注意

過去の配分にとらわれず、作付けを計画する面積(確実に作付けできる範囲内)を記入してください。

地域毎に記入方法が異なる場合があります。

詳しくは、調査票と同時に配布された資料に基づき記入してください。

平成26年度(産) 営農計画調査票 (地域農業再生協議会提出用)

【提出にあたっての承認事項】
 ・地域農業再生協議会、JA及び農が、この記載内容・記入内容に含まれる個人情報について、米の生産調整及び経営所得安定対策の事務並びに経営事業に必要な範囲で利用することに同意します。

【重要事項】
 ・本調査は、自給率の向上や不作付地の解消に向けた取り組み、黒米等の需要量の拡大に向けた取り組み等に活用するために、現時点での農地の稼働や水稻の潜在的な作付面積を把握するために実施するものです。
 ・作付けに結びつく面積を把握するもので、過去の配分にとらわれず、平成26年度水稻の作付けを希望する面積を、確実に作付けできる範囲内で記入してください。また、主食用米以外の新規需要米についても、計画している場合は記入してください。
 ・記入にあたっては、25年度の実績及び当初計画を参考に、次年度の出荷販売予定、作業計画等を勘案しながら、営農計画を作成し、営農の基礎資料として是非活用してください。
 ・**※農、記入した範囲のすべてが適合する(作付可能)とは限りません。**

生産調整方針作成者 氏名コード 地区コード 農協コード 農協番号 農業者名 電話番号
 香川 ワケノノウキョウ 001 002 003 0004 香川 ワ イチロウ 0123(456)7890

住所 香川 ワケノノウキョウ n^ンチョウ n^ンチョウ

水田番号	所在地	水田面積	平成26年度水稻作付計画(希望)		備考	平成25年度の作物作付実績又は当初計画		
			希望面積	水稻品種名等		作物名	水稻	水稻以外
0001	n^ンチョウ103 (1325)	1205	1205	ヒノヒカリ		リュウキュウヨリマイ	1087	
0002	n^ンチョウ112 (1234)	1122	1122	ヒノヒカリ		リュウキュウヨリマイ	1122	
0003	n^ンチョウ115 (256)	233				コムギ		233
0004	n^ンチョウ116 (450)	416				コムギ		416
0005	n^ンチョウ117 (240)	219				カボチャ		219
0006	n^ンチョウ219 (1378)	1253				レタス		1253
0007	n^ンチョウ220 (328)	299	299	コシヒカリ	25	フェウセイスイチ		299
0008	n^ンチョウ7781 (1650)	1500	1500	コシヒカリ		リュウキュウヨリマイ	1500	
0009	n^ンチョウ7782 (286)	260	260	コシヒカリ		リュウキュウヨリマイ	260	
計7785 (1112)		1011	1011	ヒノヒカリ				
合計		7518	5098				4087	

【留意事項】
 ・記入例を参考に記入してください。・「水稻品種名等」は、品種名等(コシヒカリ、ヒノヒカリ、オオセトなど)を記入してください。

【参考】前年(平成25年)産の実績

水田面積	作付計画面積(意向面積)	作付実績(確定・確約面積)	計画と実績の差
a m ²	a m ²	a m ²	a m ²
6507	4087	4087	0

③の理由(今後の調査の参考のため、あてはまる番号に○印を付けてください。)
 ① 田区計画(意向)どおりに作付けできた
 ② 体積不良や農地の都合等で作付出来なかった
 ③ 意向よりも配分された主食用面積が少なかったため、新規需要米以外の転作で対応した
 ④ その他()

※新規需要米とは、飼料用米、米粉用米、W5用稲で、転作扱いとなる水稻のことです。
 ※この記入例は、基本的な記載例であり、地域協議会標準への出力内容によって若干異なります。

●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課
 香川県農政水産部 農業生産流通課

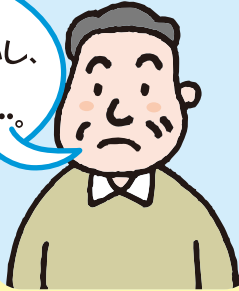
TEL:087-825-2503
 TEL:087-832-3418

集落営農に取り組んでみませんか!!

※この道50年のベテラン農家のAさん、御主人と一緒に頑張っている女性農業者のBさんは、ともに将来に不安があり、最近耳にする「集落営農」について、隣集落で集落営農に取り組むCさんにいろいろ聞いてみることにしました。

Aさん

私も歳を取って、
息子も近くにいないし、
この先農業は
続けられないなあ…。



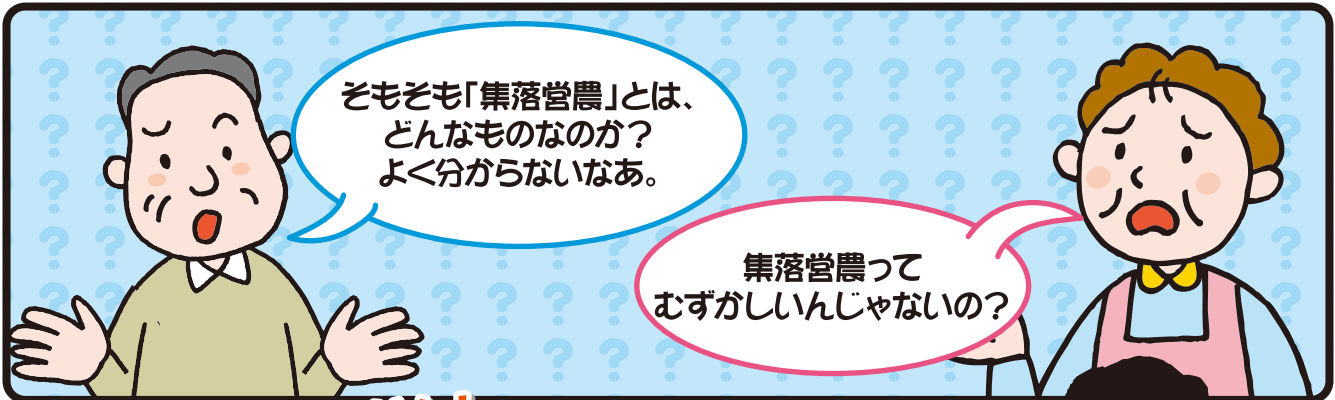
Bさん

年に1、2回しか
使わない農業機械だけど、
価格が高くて
買い替えられないわ。



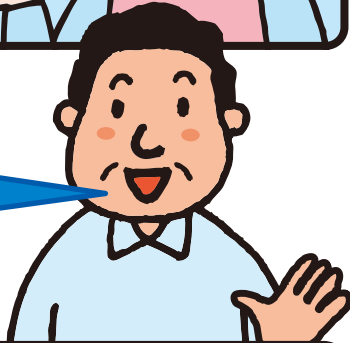
Cさん

1人で悩まずに
集落内で話し合ってみましょう。
思いを同じにする人どうし、
相談することで解決の糸口が
見つかるかもしれませんよ!



そんなことはありません!

集落営農は、複数の個人が集まって、共同で農地を集めたり、機械を利用するなどにより、経営の効率化や地域農業の維持・発展を目指すものです。



集落の実情に合わせて、
数人の任意組織からでも
始められるし、基盤整備が
できていない所で活動して
いる組織も多くあります。
最初は共同での機械利用や
農作業から始めて、
徐々に発展(法人化など)
していくこともできますよ。



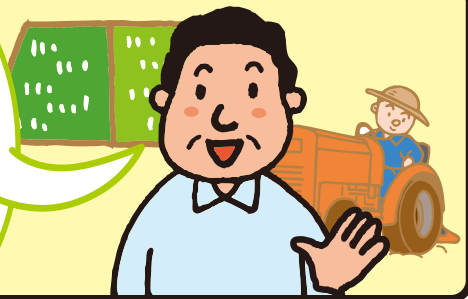
**難しく考えず、集落内でまず「話し合い」から
取り組みましょう!**

次のページに続きます。



集落営農には様々なタイプがあります。

※活動の成功のポイントは、集落内の話し合いを十分行うことはもちろん、**集落内の「人(オペレーターの有無)」「農地(基盤整備の有無や水利など)」「作物(作付状況)」の実情**を踏まえて、検討することです!



集落営農のタイプ

共同利用・集落ぐるみ型

(農業機械の共同利用もしくは集落の過半の合意で共同作業)

オペレーター型

(数人の担い手为中心となり、作業を担当)

任意組織

(人格なし、個人の集団)

作業受託は可能(農地利用権の設定は×)
内部留保できない

法人組織

(人格あり、農業生産法人)

農地利用権の設定が可能
将来を見越して内部留保が可能

最初は任意組織から始めてみるのもいいですよ。一方で法人組織になると、**農地の集積・集約化、資金の調達、雇用の確保や税制面などで有利です**。任意組織として出発した場合も、法人化を目標に計画的にステップアップを目指してみても!



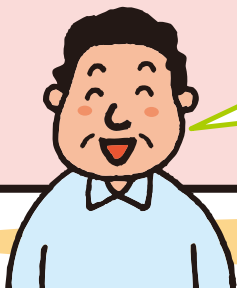
なるほど!

「集落営農」は、みんなで協力し、経費を抑えて生産をしたり、農地を守る活動であること、その仕組みはなんとなくわかってきたけど、あとどんなメリットがあるのかなあ〜。

集落営農のメリット

- ① 農機具の個人所有・利用ではないので、農機具への過剰な投資を抑えられる
- ② 構成員の能力(機械作業が得意、事務が得意など)を生かした営農活動ができる
- ③ 農地の面的な集積によって有効利用が図られ、耕作放棄地の発生も防ぐ
- ④ 集落内の話し合いが活発になり、集落内の「和」が向上

いろいろなメリットがあるけど、特に、このうち①と②が大きいと思うよ。集落営農に取り組んでから、農業機械の購入に際して、ほとんど自分の持ち出しがなくなったからなあ〜。



みんなで「集楽栄農」!



少し集落営農について、
分かったわ。
でも、集落営農組織を
立ち上げたりするのに
何か支援策はないの？



集落営農組織の設立を考えたい！
集落営農組織として、
農地の集積を進めたい！場合は
次のような支援策があります。

**あなたも将来の農業や農地を守るために
「集落営農」について、考えてみませんか？**

集落営農組織設立支援事業

地域を支える新たな集落営農組織を立ち上げるため、集落営農ビジョンの策定やその策定に向けた自主的な話し合い活動などに対して支援します。

○事業の内容

集落リーダー等研修への参加経費、集落営農ビジョン作成経費、先進地調査研修に係る経費等を助成します。

※対象：集落営農の組織化を目指す集落

※事業費(定額補助)：補助上限10万円



農地集積促進事業

集落営農組織の設立時および規模拡大時に集積した農地面積(利用権設定または特定作業受託※、契約期間3年以上)に対して、農地集積促進費を交付します。 ※特例あり

交付単価：**1万円 / 10a** (規模拡大交付金の対象農地は除きます)

◎ただし、県1/2、市町1/2、市町が事業を実施しない場合、県のみの交付(5千円/10a)

- ①新規組織設立型：集落営農組織として経営を開始する時点で集積した農地面積に応じ交付 [上限交付対象面積:15ha]
- ②経営規模拡大型：既存の集落営農組織が規模拡大し、集積した農地面積に応じ交付、ただし、事業実施年度に1ha以上拡大することが要件 [上限交付対象面積:5ha]



**組織化の近道は、専門家に聞いてみること。
まずは、相談を！**

集落営農について、詳しく聞きたい、集落営農に取り組んでみたい、補助事業などの支援策について知りたいなど、ご相談がありましたら、お近くの農業改良普及センター、JA、市町農政担当課 または、香川県農政水産部農業経営課 担い手・集落営農グループ TEL 087-832-3406 まで、お気軽にお問い合わせください。

「おいでまい」生産者の公募について

県オリジナル水稻品種「おいでまい」の普及と品質・食味を確保したブランド化を図るため、『「おいでまい」委員会』が栽培者を募集します。

平成26年産「おいでまい」栽培面積は県全体で800ha程度を最大として作付けを計画しています。そのうち300ha程度までについて、今回の応募者から認定する予定です。



「おいでまい」シンボルマーク

募集期間

平成25年**10月1日(火)**~**11月15日(金)**

注) 11月15日は、JAから「おいでまい」委員会への申請締切です。

応募方法

応募される方は、『平成26年産「おいでまい」栽培者認定申請書』を、営農計画調査提出期間内にとりまとめ先に提出して下さい。

応募書類の 入手方法

栽培実施要領、栽培者審査・認定要領(「認定申請書」を含む。)等の必要書類は、最寄りのJA香川県各地区営農センター及び取りまとめ店等に準備しています。また、香川県ホームページ「さぬきの農産物応援団」、JA香川県ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ先

- 最寄りのJA香川県各地区営農センター又は取りまとめ店
- 「おいでまい」委員会事務局
(香川県農業生産流通課 農産グループ) TEL:087-832-3418
- JA香川県(本店)営農部農産課 TEL:087-818-4109

応募資格



応募者は、平成25年度の経営所得安定対策に加入しているか、平成26年度に加入する予定の県内の農業者、農業法人、集落営農組織、特定農業団体の構成員です。

審査に必要な事項を、地域農業再生協議会及びJA等で確認することがあります。

栽培者が備えておくべき事項(以下の要件を満たすことが必要です)

- ①乾燥機、糶摺り機、ライスグレーダー等の乾燥調製設備を装備していること。
 - ②自家育苗をしていること。
- ※①、②については、平成25年産認定栽培者への作業・育苗委託は、別に定める要件を満たせば可能とする。
- ③平成25年産水稻の11月末までの農産物検査実績があること。ただし、平成25年産「おいでまい」認定栽培者にあつては、11月末までの「おいでまい」の農産物検査実績があること。

栽培者が守るべき事項

- ①「おいでまい」委員会や県、JAが開催する講習会、研修会、検討会にできるだけ参加し、栽培管理について、指導を受ける。
- ②田植えの時期は、「おいでまい」田植え適期マップで示された時期を目安とする。(平坦部の田植えの時期は、6月20日以降とする。)
- ③ライスグレーダーの篩目は1.85mm以上を使用する。
- ④「おいでまい」の種子、苗が余った場合は、適切に処分し、決して他者に譲渡しない。また、自家採種や有償、無償にかかわらず他者への種子譲渡は、行わない。
- ⑤収穫した「おいでまい」については、農産物検査と食味分析を受け、その結果を報告する。(JA出荷者については、JAがまとめて報告する。)
- ⑥栽培履歴を記帳する。

